

## （仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果

### 1 パブリックコメントの概要

#### （1）意見募集期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月5日（金）

#### （2）周知方法

北区ニュース（12月1日号）、北区公式ホームページ、北区公式 SNS（Facebook、Twitter）、北区公式 YouTube チャンネル

#### （3）案の閲覧場所

子ども未来課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び子どもセンター・ティーンズセンター、北区ホームページ

#### （4）意見提出者数：224名（内訳：ホームページ34名、ホームページ（子ども向け）187名、FAX3名）

#### （5）意見総数：367件（うち、子どもからは208件） ※類似する意見は取りまとめて公表しています。

### 2 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

#### 【条例の名称について】

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	「権利」と「幸せ」を条例の名称として並列に置くことに違和感がある。「幸せ」だと感じる基準は人により異なるため「権利」のみでよいと思う。	2	区内の公立・私立小中学校の児童・生徒を対象とした条例に関する意見聴取アンケートの条例名称に係る設問において、「『幸せ』という語句を含むもの」という選択肢が最も多くの支持を集める結果となり、子どもからの意見聴取結果を尊重し、条例名称案へ「権利」だけでなく「幸せ」も加えることとしました。

2	名称には、必ず「子どもの権利」という語句を用いてほしい。	1	当基本的考え方のタイトルにもありますように「（仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」として、条例の名称中に「子どもの権利」を含んでおります。
3	我が国は子どもの権利条約を批准しているにも関わらず、その周知不足から、子どもを対象としたアンケート調査において、条例の名称に用いる語句として「権利」はあまり選ばれなかったのではないか。	1	現状における子どもの権利条約に関する子どもたちへの理解・認識については、課題があるものと認識しております。条約にも謳われている子どもの権利は重要なものであることから、条例制定を機に普及啓発を図ってまいります。

#### 【前文について】

4	区や大人には、子どもの権利を保障する責務があることを前文に書いてほしい。	1	前文案には、大人からのメッセージおよび区からのメッセージとしてご指摘の内容を盛り込む予定です。
---	--------------------------------------	---	---

#### 【総 則】

5	総則の「子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とする。」は、「子どもが自分らしく安心して暮らすことのできるまちをつくることを目的とする。」としてほしい。	1	総則の「子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現」には、まちづくりも含まれます。また、条例ではなるべく、子どもを主体と捉え、基本的に「まち（周囲）が子どもにもやさしくする」ということではなく「子どもが幸せに成長していく」といった表現を心掛けました。
---	---	---	--

6	<p>「生きる権利・育つ権利」があることを明記し、地域社会に参加する権利についても加えるべきだ。</p>	1	<p>「児童の権利に関する条約の理念に基づき」と明記することで、「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」は本条例においても尊重されるべき権利であることを示しています。</p> <p>また、地域社会への参加については「区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設および団体の活動において子どもの意見等の反映または参加に努めること」といった規定を盛り込んでいます。</p>
7	<p>基本理念へ「自己愛や自己肯定感」「他者への思いやり」「ルールを守る」といった内容を盛り込み、豊かな精神の育成を目指すことを規定すべきだ。</p>	1	<p>理念に「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。」と規定しており、自らの個性が尊重されると同時に、他者のそれについても尊重しあうこととしております。</p> <p>また、「子どもの権利に関する条約」に子どもに対する義務規定がないように、子どもの権利を保障することを目的とした条例であるため、子どもに義務を課すような規定はできるだけ設けないようにしました。</p>
8	<p>「最も善いことは何かを第一に考えること。」は、「最も善いことは何かを第一に考え、子ども自身がそれについて意見を表明できること。」としたほうが良いのではないか。</p>	1	<p>子どもが意見を表明する権利については、広くさまざまな事柄を対象とすることとして、別項目で明記する考えです。</p>
9	<p>条約の一般原則となっている4つの柱（差別の禁止、最善の利益、育つ権利、意見の尊重）を明記してほしい。</p>	1	<p>条例案文において、ご指摘の内容を包含しているものと認識しております。</p>

【言葉の意味（定義）】

10	「子ども」の定義へ、北区内に住む子どもとネットで会話している海外在住の子どもや、通学のために電車で北区内を通過しただけの子どもも含むべきだ。	1	当該規定において「前(1)から(3)までに当てはまる人のほか、区内で生活し、活動する人」としており、広く北区に関わりのある子どもを対象にする規定としています。
11	大人への移行期の支援も大切だと思うが「18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認める事が適当と認める人」という表現はわかりにくい。	1	他自治体の事例等を研究しましたが、条例の規定としては最適なものと考えます。ただし、子どもたち等への普及啓発に当たってはより分かりやすい表現等を工夫してまいります。
12	18歳を超えた人についても触れてほしい。	1	18歳未満の人と等しく権利を認めることが適当と認める人についても、当条例における子どもとして定義しております。
13	子どもは、そのまま今を生きる存在であり「将来大人になって世の中を担う仲間となる人」という存在ではない。ありのままの存在が大人である私たちのパートナーであり、権利を有する存在である。	1	大人と同じように、子どもも一人の人間として持っている権利があるという認識のもと、本条例を制定することとしています。
14	「区民等」の定義に、インターネットやテレビなどで北区民や北区を対象としたコメントなどを募集する事業者も含めるべきだ。	1	本条例における事業者については、広く北区に関わりのある事業者を対象にしたいと考えております。
15	家庭環境に問題を抱えていたり、不登校だったりする子どもは、区の施設だけではなくゲームセンターやカラオケ等の事業者を利用することも想定されるため、「区民等の役割」に「事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるもの」という文言を追加してほしい。	5	本条例案における「区民等」の中には「区内で事業を営んでいる人」も含んでおり、さまざまな事業者にも協力を呼び掛けながら、子どもの権利と幸せを保障できるようにしたいと考えております。

16	「育ち学ぶ施設」の定義づけに、いわゆる児童福祉施設も含まれると思うが、もう少しはっきりする言葉で定義してほしい。	1	ご指摘の児童福祉施設や学校をはじめとして、子どもたちが育ち、学ぶために今後も多様化が見込まれる様々な施設を対象とする語句として、先行する他の自治体の規定を参考に「育ち学ぶ施設」と定義しております。
----	--	---	--

### 【大切な子どもの権利】

17	「ゆったりと安心できる場所で休めること。」とされている子どもの権利は、「ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間をもつことができること。」と規定すべきだ。	2	この規定は、こどもの権利条約に定める休息する権利について、分かりやすいものとなるよう策定したものです。なお、本条例案においては、子どもの居場所づくりの項に、「子どもが自由にのびのびとあそび、学びその他の活動するために必要な居場所づくりに努める」と規定したいと考えております。
18	「様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、および親しむこと。」とされている子どもの権利は、「様々な文化、芸術、スポーツなどが楽しめ、自己表現ができること。」としたほうがよい。	2	この規定は、こどもの権利条約第31条の「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。」の条文に沿った形となるよう文案を策定しています。
19	子どものあそび権利、休息をとる権利について、明記してほしい。	1	大切な子どもの権利として、ご指摘の権利を明記しております。
20	<p>「繰り返し挑戦できること。」とした子どもの権利は、「失敗してもやり直すことができること。」とすべきである。</p> <p>失敗は、次への大事な一歩であり、それを前向きに捉え、次の選択に向かう力が子ども達には必要なのではないか。</p>	5	子どもにとっては失敗と捉えてしまう事であっても、周囲の大人たちは、子どもの成長の一過程であると前向きに捉えることが望ましいものと考え、「繰り返し挑戦できること。」と規定しております。

21	<p>子どものプライバシーを尊重しなければならないのは保護者に限られない。たまたま子どものプライバシー情報を知ってしまった大人や子どもも他の子どものプライバシーを尊重する必要がある。「すべての者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めること。」</p>	1	<p>「大切な子どもの権利」において、「プライバシーが大事にされること。」と規定し、「受けた相談」に限らずあらゆる事象を対象とする考えです。</p> <p>また、「子どもが安全、安心に過ごせる環境づくり」においても「区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どものプライバシーが尊重されるよう努めること。」としております。</p>
22	<p>「受けた相談の内容」に限らず、たまたま知ってしまった情報であっても、子どもが他人に知られたくないと望むことについては慎重に扱わなくてはならないはずである。</p>	1	
23	<p>「子どもは、いつでもどんな内容でも相談できる」という趣旨の規定を盛り込むべき。</p>	1	<p>「大切な子どもの権利」の中で「悩んでいること、困っていることなどを相談できること。」と規定しています。</p>
24	<p>条例を制定することには賛成ですが、北区として大切にしたい子どもの権利やそれをどう守るのかの具体について踏み込んだ内容となるよう、趣旨および条文については検討されるべきだと考えます。</p>	1	<p>これまで、子どもたちへの意見聴取を重ね、その結果として、「なやんでいること、困っていること等を相談できること」「一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること」といった独自性の高い子どもの権利等も盛り込み、普及啓発に努めることを規定しています。また、子どもからの意見等をもとめる会議、権利委員会および権利擁護委員の設置など、大切にしたい子どもの権利を守るための仕組みについても規定したいと考えております。</p>
25	<p>「家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向、性自認等により差別をされないこと。」とされている箇所へ、「身体的特徴」や「性格」に関連した差別（悪口、いじめ）についても加えてほしい。</p>	1	<p>差別の要因となる事象は多岐・多様にわたることから、条例では今年度策定した北区基本構想の規定に沿った表現にしたいと考えております。なお、差別・いじめ等の防止については、現在も取り組んでおります。</p>

【子どもの権利を保障するための役割】

26	<p>子どもの権利条例に準拠して、地域全体で子どもたちをあたたかく見守る体制を構築してほしい。</p> <p>現状は、子どもたちの権利は守られておらず、多くの大人にその認識がないと感じております。例えば、「公園における子どもの遊びを極端に制限するルール」や「ふれあい館の子ども利用の制限」などにそれが現れている。</p>	1	<p>本条例案では、区民等の役割として「区民等は地域において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めること。」と規定しております。また、「子どもの権利の普及啓発」において「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」と規定しております。</p> <p>これらの規定に則り、取り組みを進め、地域全体で子どもたちをあたたかくみまもる体制の構築を目指したいと考えております。</p> <p>そのほかの具体的ご提案については、個別の事業に係るご意見として受け止め、関係する部署へ情報提供いたします。</p>
27	<p>「育ち学ぶ施設」、「団体」の定義について、「団体」というのは一般名詞であり定義を置くのはふさわしくない。原案でも、地方公共団体という用語が登場しているが、「団体」について定義すると、地方公共団体という用語の一部である「団体」という部分についても定義されてしまうことになる。そこで、「育ち学ぶ施設」及び「団体」をそれぞれ定義するのではなく、「育ち学ぶ施設および団体」を1つの用語として定義すべき。</p>	1	<p>子どもに関する同趣旨の条例を制定する先行自治体の多くが、「育ち学ぶ施設及び団体」という表現を用いており、この場合の「団体」は「育ち学ぶ施設」とは異なる対象であることから、それぞれ定義を定めております。</p>
28	<p>保護者の役割に「保護者は児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と明記してほしい。特に、虐待など子どもの権利を脅かす行動が起こらないよう「保護者は●●をしてはいけない」といった表現で子どもの権利を侵害する行動を禁止すべきだ。</p>	1	<p>虐待等については、「虐待、体罰等の防止」の項に「虐待等については、「誰であっても、どのような理由があってもしてはならない」旨規定します。保護者の役割については、保護者の状態により養育等を担うことができない場合があること等にも考慮する必要があると考えております。</p>
29	<p>子育ての負担が女性親だけに偏りがちなので、両親が保護者の場合はどちらも同じ責任を負うことを明記してほしい。</p>	1	<p>性別を理由とする保護者の育児・家事負担の偏在については、区としても課題と捉えており、解消のため引き続き取り組みを推進してまいります。</p>

【子どもの幸せの実現に向けた取組の推進】

30	「子どもの幸せの実現に向けた取組の推進」は、「子どもにやさしいまちづくりの推進」としてほしい。	1	「子どもの幸せの実現に向けた取組の推進」には、まちづくりも含まれます。また、条例ではなるべく、子どもを主体と捉え、基本的に「まち（周囲）が子どもにもやさしくする」ということではなく「子どもが幸せに成長していく」といった表現を心掛けております。
31	「子どもの幸せの実現に向けた取り組みの推進」の中にでてくる「努力する」という結びの言葉は、なるべくもう少し断定した言葉に変えてほしい、区の決意を示してほしい	1	取り組みの主体や内容により、条例の規定として適切な表現を用いております。

【子どもの意見等の表明および参加】

32	「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。」とした子どもの権利は、「自分の気持ち尊重されて、自分のことは自分で決められること。」として、自己決定権があることを加筆すべきである。	1	この規定は、自己決定の尊重にも通じているとの認識のもとに設けています。
33	選挙とは別に、未成年者の意見・選択を表示できる仕組みを導入してほしい。	1	子どもからの意見、選択の聴取にあたっては、子どもの意見等を求めるための会議をはじめ、多様な機会を設けるよう努めてまいりますが、ご意見にある仕組みにつきましては、今後の研究課題とさせていただきます。
34	保育園、幼稚園児であったとしても、自由に話ができる雰囲気、時間、その機会をもっと作ったらよいと思う。	1	本条例案の規定に則り、大人が子どもの気持ちを汲み取ることをより心掛けるよう、また、子どもたちがより自由に自分の意見・気持ちを表すことができるよう普及啓発に努めてまいります。



35	子どもの意見に対してフィードバックを行う旨の規定がない。	1	「その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明すること。」と規定しています。
36	保育園、幼稚園、小中学校の生活の中で、どうしても自分の意見を持ち、相手に伝えられるようになるのか、そういった練習を積み重ねてほしい。	1	子どもが意見を持ち、それを申し述べることは大切な子どもの権利であると認識しております。 学校現場等への学習機会の提供を含めて、今後、区においても出前講座や子どもまつり等のイベントを通じて、子どもたちに対する啓発に努めてまいります。

#### 【子どもの意見等を求めるための会議】

37	会議名称は、大人が主体である「子どもの意見等を求める会議」ではなく、子どもが主体である「こども会議」とした方がいいのではないかと。 また、子ども会議は単発で一部の子どもの意見を聞く企画ではなく、定期的な開催が必要である。	5	当該会議については、現在年齢別にさまざまなモニター会議等を設置していることなどを踏まえ「子どもの意見を求めるための会議」としてあります。なお、「会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとする」と規定しています。 また、現行の取り組みについては、引き続きより多くの子どもたちの意見が反映されるよう工夫してまいります。なお、現在、区が実施しているモニター会議等では、北区在住・在学の児童・生徒を対象に参加者を広く公募しています。
38	大人が集めやすい子どもに意見を聞くのにとどまらず、具体的に言いたい意見がある子どもが、子どもの意見を聞く場に参加を立候補できる仕組みも考えてほしい。	1	
39	調査、アンケートやヒアリングなど、子どもからの意見を幅広く吸い上げ、会議へ反映してほしい。また、会議の出席者の意見と共に大多数の意見も尊重し反映されるような仕組みを作り会議の中身を充実させてほしい。	1	「子どもの意見等を求める会議」がより充実した会議となるよう、頂戴したご意見については参考とさせていただきます。

40	<p>子どもが主体となる子ども会議を定期的実施し、幅広い年齢や、置かれている子どもの状況の違い等を超えた意見交流の機会を設けること。</p>	8	<p>「子どもの意見等を求めるための会議」へ参加者する児童・生徒の年齢の設定や開催頻度等の具体的な運営については、参加者となる子どもからの意見等を踏まえ、望ましいあり方を検討していきます。</p>
41	<p>子どもが意見を言いやすい場作りも大事ではないか。</p>	1	<p>条例では「子どもの意見等を求めるための会議」の設置の他、「区、保護者、育ち学ぶ施設及び団体は、その活動において子どもの意見等の反映または参加に努めるものとします」と規定します。条例の制定を絶好の機会と捉え、子どもたち自身はもちろん、育ち学ぶ施設や団体等への普及啓発を通じて、子どもたちが意見を述べやすい場づくりに努めてまいります。</p>
42	<p>「子どもの意見等を求めるための会議」について、「区長は、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとする。」とあるが、他の自治体で首長と議会とが対立する事例が散見されるところであり、「区長及び区議会は、」としてはどうか。</p>	1	<p>この規定は、執行機関としての区長が、子どもに関する施策等について、子どもの意見等を求めるために開く会議に関するものです。したがって、そこで提出された意見等を尊重する立場にある者は区長であると考えております。</p>
43	<p>すべての子どもが意見を表明できるというのが条例の主旨であるなら「会議への参加の有無に限らず、子どもは、その意見等をまとめ、区長に提出することができる。」としてはどうか。</p>	1	<p>子どもの意見表明権の規定の中で、ご指摘の権利は保障されているものと考えております。</p>

44	区は、現行の中学生モニター会議を今後も継続していくのか。	1	現行の中学生モニター会議については、毎回活発な意見交換がなされ、区にとって区政推進に係る有意義な意見が数多く寄せられるほか、参加する子どもの満足度も高く、有効な取組みと認識しております。当事業を推進する中で、引き続きより効果的な取組みとなるよう研究を行ってまいります。
----	------------------------------	---	--

### 【体罰等の防止】

45	「虐待、体罰等の防止」について、北区では、一部地域を除き路上喫煙が禁止されておらず、小学校の横にすら路上喫煙者がいる。また、駅前に人通りの多い場所に煙も臭いも防止できない欠陥喫煙所が設置され、子どもを含む多くの区民が毎日受動喫煙に晒されている。このような北区の課題を鑑み、子どもを受動喫煙に晒すことは虐待である旨を明記するべき。	2	「虐待」については、児童虐待の防止等に関する法律の定義を参考に規定しています。 路上喫煙及び受動喫煙については、子どもを含むすべての区民に対して関係法令に基づく取組みを進めるとともに、区としても
46	街中を子どもと散歩をしているときに、路上喫煙や歩きタバコをしている人とすれ違うことが日常的にあり、危険を感じます。そのため、「子どもの権利の保障」の「大切な子どもの権利」の部分に、「いかなる場所でも受動喫煙に晒されないこと」という趣旨の項目を追記するべきである。	1	「たばこ対策基本方針」を定め、取組みに努めています。また、路上喫煙及び喫煙所等についてのご意見は、所管部署に情報提供いたします。

### 【いじめその他の権利の侵害の防止】

47	「いじめその他の権利の侵害の防止」は、「いじめその他の権利の侵害の防止および救済」としてほしい。「いじめ」はどの学校でも起きるし、起きている。防止に努めると共に、起きた時は「救済」することを明確に表したほうがよい。	1	北区においては、いじめ防止条例を制定していることなどを踏まえ、条例案の見出しの名称は「いじめ等の防止」としたいと考えております。なお、その本文においては、「区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行う」と規定しています。
----	---	---	---

48	<p>「いじめその他の権利の侵害の防止」について凡庸な記述に見え北区はいじめ防止への意思が伝わりません。例えば・過去に報道されているいじめの問題において教育機関でのいじめの傍観があるがこれを許さない、そのための仕組み作りを行うこと・いじめを受けた被害者側の救済だけでなく、いじめを行う側に対する措置や姿勢に関する記述・いじめが起こる前の防止措置としての教育方針など踏み込んで言及することなどが権利を守るために必要ではないかと考えます。</p>	1	<p>区では、既にいじめ防止条例を定めてその防止に取り組んでおり、本条例においてもその旨を規定することを考えております。なお、現行のいじめ防止基本方針においては、再発防止策としていじめを行う子どもへの関わり方や、重大事態が発生した際の加害児童・生徒へのケアについて言及しており、保護者との連携協力とともに、適切な指導を行い、好ましい人間関係を構築できるように支援するとしています。</p>
----	---	---	--

#### 【子どもの居場所づくり】

49	<p>居場所の運営や整備については、定期的に子どもの意見を聴いて反映していくべきである。</p>	1	<p>子どもの意見等の表明及び参加の項目の規定は、子どもの居場所の運営等においても適用されるものと考えています。</p>
50	<p>居場所があるだけでなく、定期的に子どもの意見を取り入れ居場所作りに生かす仕組みを作してほしい。</p>	1	
51	<p>居場所づくりについての規定は「子どもが、ありのままの自分でいられて、休息して自分を取り戻し、自由に遊び、活動し、安心して人間関係をつくりあうことのできる居場所をつくるよう努めること。」としたほうがよい。</p>	1	<p>「ありのままの自分でいられること」については、基本理念に「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され」と規定するとともに、「休息、安全・安心」については「子どもの大切な権利」の項目に、それぞれ個別に規定しております。</p> <p>これらについては、当然、子どもの居場所においても適用されます。</p>

【子どもの権利委員会】

52	委員の内、1名以上を「子ども」にすることとしてはどうか。	1	子どもの権利委員会委員、子どもの権利擁護委員については、その役割を踏まえ、選定にあたっては、子どもの権利擁護の取り組みに対し高い識見を有する方に委嘱したいと考えております。
53	権利委員会の委員は、区長や都に近い関係者など偏った人選を避け、現場に精通し、子どもの状況を正確に把握し寄り添える事ができる方の採用をお願い致します。	1	
54	権利委員会・権利擁護委員の設置に、これからの未来に向けてこの条例が動いていくことを感じました。専門性の高い有識者で構成されることを期待します。	1	
55	権利委員会の仕事内容に、「子ども会議」の傍聴や、子どもの権利に係る各種イベントに関わることができるといった項目を加えたほうがよい。	1	権利委員会の活動等の詳細については、設置の趣旨を踏まえ、権利委員会における各委員の意見等も参考にしながら、区として望ましいあり方を検討してまいります。
56	権利委員会の委員も、子どもの意見を聞く定期的な機会が必要だ。	1	
57	子どもの育つ権利を力強く保障するため、オンブズマン制度、権利擁護委員会などぜひ取り入れていただきたい。	2	「子どもの権利委員会」および「子どもの権利擁護委員」において、ご指摘の役割を含めて担うことを想定し、規定を設けております。
58	子どもの権利委員会の権限が提言になっているが、もう少し主張してもらいたい。	1	子どもの権利委員会は、北区における区長の附属機関であり、審議会での答申等を十分に尊重しながら区政を推進してまいります。

59	<p>「子どもの権利委員会」については「調査および審議の結果の答申、制度の改善等を提言」だけでなく、「政策や事業・広報等の提言」を行う機関にしてほしい。</p>	1	<p>子どもの権利委員会について「区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの等」とした規定には、事業の推進計画および普及・啓発を含んでいます。</p> <p>例えば、区において行う予定の出前講座や、年代別のWebパンフレット、各種イベントへの出展等の事業や広報についても委員の皆様からご意見を頂戴し、工夫して取組んでまいります。</p>
60	<p>権利委員会や権利擁護委員の権限について明確に示されていない。また、委員会での審議にどのような権限が伴うのか不安に感じる。子どもの権利条約に謳う「親と引き離されない権利」など子どもの権利への侵犯が無いよう明示してほしい。</p>	1	<p>子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する区の取り組みについて調査・審議することで、適正な事務執行がなされ、子どもの権利侵害を防止することも設置目的の一つと考えております。</p> <p>また、権利擁護委員は、子どもの権利侵害からの救済等を目的としています。</p>
61	<p>「権利委員会」の仕事については記載されているが、「権利委員会委員」の仕事については、権利委員会に出席してそこで審議や審査をすることに限定されているように読める。</p>	1	<p>区は、他の審議会等と同様に、権利委員会の主体性を尊重しつつ、支援を行ってまいります。</p>
62	<p>権利委員会について「会長および副会長は、委員の互選によって定めること。」とされているが、区の示唆や提案を一切排して互選させるべきである。しかし、現実的にそれが可能なのかは疑問。</p>	1	<p>従前から、条例における区長の附属機関等の人数については、上限数のみを規定しております。実際の運営にあたっては、適切な人数により構成することとします。</p>
63	<p>権利委員会委員は10人以内、権利擁護委員は3人以内となっているが、これでは1名でもよいということになってしまうため、上限だけではなく、下限も定めるべき。また、欠員がいる場合には速やかに補欠選人すべき旨の規定も設けるべき。</p>	1	<p>従前から、条例における区長の附属機関等の人数については、上限数のみを規定しております。実際の運営にあたっては、適切な人数により構成することとします。</p>

64	<p>「区は、この条例に基づく子どもの権利に関する施策を検証するために…」を「区は、子ども計画、子どもに関する取組が、子どもの権利を保障するものとなるよう検証するために…」としてほしい。</p> <p>縦割りの硬直したやり方ではなく、随時検証して柔軟に改善し、全体を見通して総合的に機能する権利委員会であってほしい。</p>	1	<p>権利委員会の役割として、子どもの権利に係る様々な施策について、調査、審議および改善を提案する旨、規定しています。</p>
65	<p>権利委員会の仕事内容に、区長からの諮問に加えて、「委員会として、自己発意で調査を実施できる。」を加筆したほうがよい。</p>	1	<p>東京都北区子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する施策を検証するために設置する委員会です。したがって、区長が権利委員会に諮問する内容を示し、その内容について調査及び審議を行うこととなります。ただし、権利委員会の委員がその識見・専門性等を活かし、区の取り組み等に対し意見を述べることを妨げるものではありません。</p>
66	<p>区長の諮問だけでなく、学識経験者等の委員自らの判断でも専門性を活かして検証できるようにすることで、権利委員会が有効に機能できるようになるはずだ。</p>	1	
67	<p>権利委員会の仕事にある「審議」について。「審議」というのは、何かしらの事項についてヒアリングし、質問し、議論し、さらに評決するまでの一連の過程のことを意味すると解され、(区長から)諮問された事項を「審議」とするというのはわかるが、(権利擁護委員から)報告を受けた事項を「審議」とするというのは違和感がある。</p> <p>「報告」というのは、結果や状況についての伝達であるから、権利擁護委員からの報告に対しては、「審議」というよりも「議論」とするべきではないか。</p>	1	<p>権利擁護委員からの報告には、関係者に対する要請及び子どもの権利を保障するための意見の表明に関する内容も含まれており、単なる事実の報告に留まらないことから、審議対象であると考えております。</p> <p>なお、権利擁護委員からの報告は区長に対して行われ、区長からの諮問を受けて権利委員会において審議されます。</p>

【子どもの権利擁護】

68	3人の委員がどのように動くのか、具体的に書かれていないので分かりにくい。権利擁護委員を有効に機能するものにしてほしい。	2	「権利擁護委員の仕事」について、条例においてはその設置目的や役割等を規定し、実務においては事象に応じて適宜適切な対応ができるよう運用してまいります。
69	どのように組織が出来ているのか、図表でお示しいただきたい。	1	今後、要綱等を作成する際に、理解を助ける資料の一つとしてご意見を参考にさせていただきます。
70	権利委員会の仕事に「権利擁護委員からの報告について、調査および審議をすること。」とあるが、権利擁護委員の仕事には、(区長への報告についての規定はあるが)権利委員会への報告についての規定がないため不整合である。	1	権利擁護員の仕事の実施状況の報告先は「区長」であり、直接に権利委員会に報告する規定は設けておりません。権利擁護委員からの報告を受けた区長の諮問により、権利委員会において審議することとなります。
71	権利擁護委員へ相談等を行うことができるのは、「子ども(その子どもに関係のある人を含む。)」とされているが、この「子ども(その子どもに関係のある人を含む。)」という限定は不要である。児童虐待をたまたま目撃した第三者が相談する事例も想定される。「子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること」を求めるというのは、子どもだけでなく大人が行った方が適当な場合も多いと思われるため、最低でも、子どもだけでなく大人も権利擁護委員へ相談できるということを明確にするべき。	1	事象の目撃者を含め、広く子どもに関係のある人が相談できることを規定したものと考えております。



72	<p>「権利擁護委員の要請および意見の尊重等」について、権利擁護委員はそれぞれの立場で子どものために要請・意見するのであるが、それと同時に区民等もそれぞれの立場で子どものために行動しているのであるから、結果的に、権利擁護委員と区民等とで意見が異なる場合もありえる。そのため、権利擁護委員からの要請・意見に対してそれを尊重する努力義務を区民等に対して課すには慎重であるべき。特に、現行の規定では、権利擁護委員は大人からの意見も受け付けることが明確化されていないため、権利擁護委員から区民等に対しては意見する（し、さらに区民等にはそれを尊重する努力義務がある）にもかかわらず、権利擁護委員から意見された者には権利擁護委員に対して意見する規定がないという一方的な扱いになっている。</p>	1	<p>子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請すること、子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること等を職務としております。</p> <p>ただし、要請等を行う際には、相手方の事情についても精査したうえで慎重に行ってまいります。</p>
73	<p>「区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の仕事に協力するよう努めること。」という部分について、子どもが相談しやすい環境を整える努力義務は区自身にもあるはずである。また、全国的に首長と議会とか対立する事例が生じているところであるから区議会にも同様の努力義務を課すべき。そこで、「区、区議会、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、～」とすべき。</p>	1	<p>子どもに関係のある大人については、子どもの権利の保障について、子どもの権利擁護委員に対して、必要な相談を行ったり、意見表明を行うことができる旨、規定しています。</p> <p>また、区と区議会は別ではありますが、区議会も区民等として、役割を担うものと想定しています。</p>
74	<p>権利委員会委員の委嘱要件は北区規則で定めるとのことだが、権利擁護委員の委嘱要件も同様に北区規則で定める必要があるのではないか。</p>	1	<p>子どもの権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する旨、本条例において規定する予定です。</p>

75	<p>「(6) 子どもの権利擁護」という見出しについて、「子どもの権利擁護」というのは一般的に使われる言葉であり、この項目は子どもの権利を擁護すること一般についての規定ではなく、「子どもの権利擁護委員」についての規定であるから、「(6) 子どもの権利擁護委員」とするべき。</p>	1	<p>子どもの権利擁護委員の役割等を中心とした子どもの権利擁護体制について記載する部分であることから、見出しを「子どもの権利擁護」としております。</p>
76	<p>権利擁護委員は公正中立かつ独立して職務を行うと規定されており、であるとすれば、区や区長の政策と相反する意見・要請を行う場合も想定される。権利擁護委員の独立性に実効性を持たせるには区長による解任権は制限される必要がある(そうしなければ、区長は、区長の施策に反対意見を表明した擁護委員を、「擁護委員としてふさわしくない行いをした」として解任することができてしまう)。そこで、「その他権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、区議会の同意を経て、その権利擁護委員の職を解くことができること。」としてはどうか。</p>	1	<p>条例には解職の要件を定め、区長が施策に反対意見を表明したから等といった理由で解職するといった権利の濫用を防止する規定を盛り込んでいます。なお、委員の任命等に当たり区議会の同意を求める場合、その多くは法律に根拠があることから、今回そのような規定は設けない考えです。</p>

77	<p>権利擁護委員の仕事について。子どもが権利擁護委員に相談する事例としては、例えば家族から暴力を受けているというケースが想定されるが、そういった場合に権利擁護委員自身が、暴力を行っている加害者に対し「暴力を止めろ」と要請できるということを明確にするべき。被害を受けている子どもの立場からしてみれば、最も必要なのは話を聞いてもらうことでもなければ調査・調整でもなく、関係行政機関への連携でもなく、加害行為を止めさせることなはずである。そこで、権利擁護委員の仕事の第一に「子どもの権利の侵害からの救済のため、権利侵害を行っている者に対して権利侵害を止めるよう要請すること。」を追加するべき。</p>	1	<p>子どもの権利擁護委員は、警察や児童相談所、学校等の関係者に要請をすることによって、子どもの権利侵害の状態からの救済を図ります。</p>
78	<p>子どもが権利擁護委員に対して求めることができる事項は「子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。」ではなく、「子どもの権利の侵害からの救済を求めること」とするべき。関係者に要請しただけでは意味はなく、権利侵害から救済されなければ無意味である。</p>	1	
79	<p>権利擁護委員に求められる最も重要な責務は、子どもを権利侵害から守ること(防止すること、救済すること)である。そのことを明記するべき。助言したり調査したり関係者に要請したり意見表明するのは、目的ではなくあくまで手段にすぎない。</p>	1	
80	<p>権利擁護委員は3人以内ではなく、王子・赤羽・滝野川の各1名で計3人以上を確保しないと、業務過多で子どもの現場に目が行き届かないと思います。</p>	1	

81	「人格が優れ」ているか否かは、どのように判断するのか。不要な規定ではないか。	1	<p>子どもの権利擁護委員については、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する旨規定しています。子どもの権利擁護委員の選定に当たっては、子どもの権利に関して理解と識見を有する者であるとともに、子どもの気持ちに寄り添いながら対応すること等が求められる業務内容であることから、人格が優れた方を選任する必要があると考えております。具体的な選定基準や選定の実施方法は今後検討してまいります。</p>
82	子どもの権利擁護委員について、「人格が優れ」という抽象的な基準ではなく、子どもの意見を聴くスキルと学識のある方を選任してほしい。	1	
83	「子どもの権利委員会」について、権利委員会の会長、副会長、委員は非喫煙者に限定するべき。喫煙はそれ自体が子どもへの虐待であり、子どもの権利を侵害する行為であるため、喫煙者は委員にふさわしくない。	1	
84	「子どもの権利擁護委員」について、権利擁護委員は非喫煙者に限定するべき。喫煙はそれ自体が子どもへの虐待であり、子どもの権利を侵害する行為であるため、喫煙者は委員にふさわしくない。	1	

### 【子どもの権利に関する施策の推進】

85	「子どもの権利に関する施策の推進等」について、区が行う取組の協力対象として「保護者」も加えてほしい。	1	<p>保護者が担う「子どもの権利の保障」については、「保護者の役割」の項に規定しています。</p>
86	「子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備すること。」は、何を行うのか具体的に明記してほしい。	1	<p>条例制定を機に設置する子どもの権利委員会や子どもの権利擁護委員のほか、今後、すべての子どもの権利が保障されるよう、必要な体制を随時整備していく必要があることから、このような規定としています。</p>

87	「区は、子どもの権利に関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めること。」という規定を追加してほしい。	2	「区の役割」にある規定は、原則として予算措置を含む責務として規定しています。
88	「区は、子どもの権利に関する施策を総合的に推進するために、子ども計画を定めます。」と「子ども計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めます。」という規定を追加してほしい。	1	子ども計画については、子ども・子育て会議条例で「子ども子育て支援計画」を規定しており、子どもの権利に係る各種事業の推進についても盛り込んだ内容としております。また、条例案には「区は区政において子どもの意見反映、参加に努めること」と規定しており、当計画の策定についても、これが該当するものと考えております。

#### 【子どもの権利の普及啓発】

89	乳幼児に係る子どもの権利について、保護者向けの研修を充実する旨を盛り込んでほしい。	1	<p>「子どもの権利の普及啓発」の中で「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」としており、子どもの権利に係る大人への学習機会の提供を明記しております。</p> <p>具体的には、乳幼児期の子どもへの読み聞かせを想定したWebパンフレットの制作や、児童館等へ出張しての出前講座の実施等を予定しています。</p> <p>なお、条例における「子ども」には乳幼児も含まれ、子どもの権利を有する主体であることを分かりやすく普及啓発してまいります。</p>
90	子どもの権利に係る普及啓発について「幼児期から」という文言を追加して欲しい。虐待防止は、乳幼児期からの保護者の啓発が肝心であると考えからです。	1	
91	「子ども向け わかりやすい版」に記載された力強いメッセージが教職員を含めたすべての大人へも伝わるよう、さまざまな取組みをお願いいたします。	1	
92	区による保護者および区民等に対する権利の普及啓発について「幼児期から」という文言を追加して欲しい。	1	

93	<p>子どもにとって良かれと思ってやっている大人の行動が、実は子どもの権利を奪っている場合があります。その場合、大人は気付きにくいいため、具体例を挙げたパンフレットなどを作るようにして、気付けるようにしてほしい。</p>	1	<p>「区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めること。」として規定しており、具体的には、子どもの権利について大人向けにも分かりやすく解説したWebパンフレットを制作し、さらに出前講座等を通じて、より理解していただけるよう説明してまいります。</p>
94	<p>自分たちにはたくさんの権利があることをまず知ってもらうことが大切と考えますので、条例の中に子どもたちに周知してもらうための具体的な文言があるといいと思います。</p>	2	<p>「区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めること」として規定いたしました。</p> <p>個別の取組みについては様々な手法を研究し、随時適切な方法を検討のうえ、実施してまいります。</p>
95	<p>子どもの権利について、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の職員等への学習の機会を設けるなど、周知や啓発を行ってほしい。</p>	9	<p>「区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備すること。」として規定しております。</p> <p>子どもの権利について子ども自身が学習する機会を設けることはもちろん、学校や地域の大人を対象とした学習機会についても提供していく予定です。今後様々なイベントを通じて、できるだけ多くの方に知っていただけるよう、努力してまいります。</p>
96	<p>東京都のこども基本条例に関する周知等が進んでいないように感じる。北区の子ども条例制定後は、北区全体とりわけ学校現場での普及啓発に期待したい。</p>	1	<p>今回の区の条例につきましては、「子どもの権利に関する施策の推進等」において普及啓発に向けた取組を行うことを明記しており、学校現場においても出前講座の実施等を行う予定です。また、東京都のこども基本条例の普及啓発についても、可能な範囲で併せて実施することを検討してまいります。</p>

【その他ご意見・ご感想】

97	公開されているのは条例の「全文」ではなく、「基本的な考え方」であるが、区民が考える材料として、両方出して欲しかった。	1	
98	条例のパブコメでは、前文もきちんと公開するのか一般的かと思います。前文も公開していただきたいです。	1	北区における条例のパブリックコメントにおいては、条例を制定する目的、制定するに至った背景や経過、条例案の骨子・概要などをできるだけ分かりやすく示す取り扱いとなっています。なお、今回お示した基本的な考え方については、なるべく条例の規定に近づける形としました。
99	「施行期日」について、子どもの権利委員会及び子どもの権利擁護に関する規定以外の部分については、仮に条例が無かったとしても子どもを守るために当然行わなければならない理念や行動について定めたものであるから、「令和6年4月1日」の期日を待つ必要はなく、「公布の日」や「公布から5日を経過した日」から施行すべき。	1	区としても、制定後できるだけ早期に施行することが望ましいと考えておりますが、また、条例制定後の周知にあたっては、広く区民の皆様に分かりやすい施行日になることも効果的と考え、令和6年4月1日の施行予定としています。
100	「条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。」とのことだが、厳密は表現とわかりやすい表現とは相反する場合が多いため、条例文は通常通り厳密な表現で記し、それをわかりやすく平易な言葉で説明した解説文とセットにしてはどうか。	1	<p>条例で用いる表現はなるべく平易な言葉を用いるとともに、小学校で学習しない漢字には読み仮名を用いたり、仮名で表記するなどの対応を考えておりますが、特に小学生以下の小さな子どもたちには理解が難しい部分があると認識しております。</p> <p>子どもたちへの条例の普及啓発の取り組みにおいては、平易な言葉で説明したWebパンフレット等を用いるなど工夫してまいります。</p>

101	<p>記載の形式面での修正が必要と思われる箇所が散見される。たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小見出し部分のインデントやフォントが不ぞろい</li> <li>・箇条書きで使われている「・」の書体が統一されていない</li> <li>・「漏らす」と「もらす」が混在（p8 と p9）</li> <li>・p10 に「要請および意見の表明を受けたときは」という記載があるが、「要請か意見の表明のいずれか少なくとも1つ」という意味であれば、「要請または意見の表明」とすべき。</li> <li>・p3 に「次の(1)から?までのいずれかに当てはまる人をいう。」という記載があるが、(1) が全角、(5) が半角表記になっている。</li> <li>・p9 で、「東京都北区子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）」と定義しているにもかかわらず、そのすぐ下の行で「権利擁護委員」ではなく「子どもの権利擁護委員」という用語が使われている。 など</li> </ul>	1	<p>条例案文作成の際には、形式面での誤りがないよう細心の注意を払い作業を進めます。</p>
-----	---	---	--



102	<p>「関係機関」との協力、連携について、「～と協力して」、「～と連携して」という記載が何か所かあるが、「協力」「連携」する主体に「関係機関」が含まれている箇所と含まれていない箇所がある。たとえば、「区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体等と連携し、および協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めること。」という記載があるが、ここでは「関係機関」とは連携しなくてよいのか？また、「区は、居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、またはその支援に努めること。」という記載があるが、「関係機関」とは協力しなくてよいのか？</p>	1	<p>「虐待、体罰等の防止」・「いじめその他の権利の侵害の防止」等においては、特に児童相談所や警察など専門機関による対応が必要であることから、関係機関との連携について規定しています。また、区の役割における規定については、国、他の自治体等との協力・連携に加えて、関係機関との連携も重要であることから、条例案文にはその旨規定したいと考えております。</p>
103	<p>「区は」あるいは「区の機関は」となっている箇所があるが、いずれかに統一するべきではないか。</p>	1	<p>権利擁護委員からの要請等に対する対応の報告については、その対象を広く定義し、実効性を高める視点から、「区の機関」としました。</p>
104	<p>「子どもの権利条約」および「子ども基本法」「都子ども基本条例」がある前提において、北区の本条例の位置づけを趣旨に明確に示して欲しいです。法律の下位法である条例で規定すべき内容であれば、法律・政省令との重複・差異については明確にすることと法律と矛盾する内容となっていないことを示さなければ区民が混乱することになると考えます。</p>	1	<p>本条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、制定する旨明記しております。また、法律や東京都の条例との関係については、地方自治法に基づき、それらから逸脱することのない形で条例制定を行ってまいります。</p>
105	<p>障害の表記は、「障がい」としてほしい。</p>	1	<p>北区としての表記は「障害」で統一されております。</p>

106	親の経済格差で子どもの学ぶ権利が奪われない様、ボランティアの活用など、引き続きご支援のご検討をどうぞよろしくお願い致します。	1	個別の事業についてのご意見については、様々な社会情勢等を鑑み、適宜適切な手法を模索してまいります。なお、018サポートについては東京都が所管する事業です。
107	「子どもの権利」の啓発活動に対して、出前講座、研修の充実等の具体的な文言を織り込んでほしい。	1	
108	幼少期の預かり保育を条件なしにして充実してほしい	1	
109	018 をお金だけにしないでください”	1	
110	外国籍の子どもに対する配慮について、もう少し突っ込んだ記載が必要ではないか。	2	大切な子どもの権利として「国籍により差別をされないこと。」と規定しているほか、「子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり」の規定に則り、外国籍など特別な事情がある子どもに対して、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。
111	外国籍の子どもなど、不安を抱えているすべての児童が何でも話せる居場所があればと思います。	1	本条例の規定に則り、外国籍の子どもなど、全ての子どもが安心して過ごせる居場所ができるよう、また、悩み事などを相談できる場ができるよう取り組みを進めてまいります。
112	障害・特性を持つ子どもの意見反映の在り方について明記してほしい。	1	「子どもは、自分の意見、考え、気持ち等を表明することができ、それが尊重されること。」と規定しており、意見だけでなく考えや気持ちについても尊重される旨、規定しています。 また、「区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思を適切にくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めること。」と規定しております。

113	<p>条例が出来たら、記念日にお祭りをするなど皆で喜び合い、未来永劫、より良く改善しながら大事に育てて行くために、常設の懇談会を設置して権利委員会の元に市民の声がいつでも上がるような仕組みを作って頂きたいと思います。</p>	1	<p>子どもたちをはじめとする区民の方々が、取り組み等について意見を述べやすい仕組み、また、区民の皆さまから寄せられた条例に関する意見等を権利委員会に報告する仕組み、また、関連するイベント等の実施については、今後検討してまいります。</p>
114	<p>「子どもたちへのアンケート結果等を踏まえて～」とありますが、条例制定にあたっては受動的なアンケートだけではなく、直接子どもの声を聞く場を作りより多くの子どもの声が反映されることを要望します。</p>	1	<p>アンケート以外に、「小学生モニター会議」「中学生モニター会議」「子ども食堂利用児童への意見聴取」「学習支援教室に通う子どもへの意見聴取」など、当方から出向いて直接子どもの声を聴いてまいりました。</p> <p>当基本的考え方にもそれらの意見聴取の内容を反映しております。</p>
115	<p>「権利」の文言が条例の名称に入ったことを評価したい。名称に「権利」が入ることで、条例の目的がわかりやすくなるのでとても大事なポイントだと思う。</p>	1	<p>条例が適正に運用されるよう、今後、子どもの権利について各種の普及啓発に向けた取り組みを進めるなど、引き続き努力してまいります。</p>
116	<p>文化、芸術の文言が入ったことを評価したい。</p>	1	
117	<p>「子どもの権利委員会」、「子どもの権利擁護委員」が設置されることを評価したい。</p>	1	
118	<p>北区でもこのような条例の制定が進んでいることを大変うれしく思う。</p>	1	
119	<p>「北区子どもの権利と幸せに関する条例」の作成にご尽力くださったすべての皆様に、感謝をお伝えしたいです。</p> <p>北区の子ども達の幸せを願う一区民、一母親として、この条例が作られていることをうれしく思っています。</p>	1	

120	<p>総則において、「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて構成されていることがわかり安心できました。</p>	1	
121	<p>先ずは、条文が完成間近にこぎつけられたこと、心からお喜び申し上げます。これまで、子どもに関する活動を多様に続けて参りました—市民の立場から、会議の傍聴やタウンミーティングへの参加、意見の提出、委員を通しての間接的提案等、出来る限りのことをお仲間と共にさせて頂き、条例の進捗に少なからず関って参りました。</p> <p>タイトルに「権利」の二文字が入ったこと、権利委員会が設置されること、外部学識の方々のアドバイスを活かしてくださったこと等、少しでもこの条例が、北区で育つ子どもたちの健やかな成長に寄与するものとなりますよう、願って止まない私どもにとって、至上の喜びでございます。</p>	1	
122	<p>「子ども条例」制定のために、アンケート等の長期の作業について、事務局の皆さまに感謝致します。私の周囲には、様々な困難やトラブルを抱えた子ども達がいま。彼らがこの条例によって意見や気持ちを丁寧に聴いてもらえたり、救済されることを願っています。</p>	1	
123	<p>意見の聴取だけでなく、気持ちの汲み取りについても入っていてよかった。</p>	1	

### 3 ホームページ（子ども向け）から提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

#### 【言葉の意味について】

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	みんなの幸せとはどのようなことですか？	1	<p>子どもたちみんなが考える幸せは、いろいろなものがあるけど、ひとつではないため、的確な言葉でそれをあらわすことは難しいのですが、この条例は、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の持つ権利が保障され、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できることを目指して作ることにしました。</p> <p>また、条例制定の準備過程にあたり子どもの皆さんからいただいた代表的な幸せの事例を子どもたちからのメッセージとして前文に書きます。</p>

【普及啓発について】

2	もう少し子どもの権利が色々な人に伝わるようにしてほしい	1	<p>この条例が出来上がったら、学校など子どもの皆さんがいる現場へおじゃまして、幼い子どもから高校生まで、それぞれの年代別に分かりやすく条例や子どもの権利について解説をする予定です。また、みなさんの権利を守らなくてはいけない大人の皆さんにも、分かりやすくこの条例を説明して、守ってもらえるように呼びかけます。</p> <p>来年度以降、このほかにもいろいろなイベントを行って、多くの人に子どもの権利について知ってもらう機会を設ける予定です。</p>
3	北区子ども条例の9番の「繰り返し挑戦できること」とあったのですが、そのためにキャンペーンなどは行うのか。	1	
4	これからも北区のみんなが幸せに生活できるようにしていってほしい	1	
5	子どもの権利条約の主旨にあることは、結構みんなその権利を持っていると思うが、100%ではないなと思う。	1	
6	子ども条例はとても良い条例だと思います。なぜなら、子どもでもしっかりと権利を持っている人間だということを、大人に示せるからです。これがあることで、一人でも虐待や、嫌がらせが減ればいいと思いました。	1	
7	実際にどのようなことかを文章で説明するのではなく公演などをして説明してほしい。	1	
8	大人の事情や、近所に住む人の苦情、高齢者の身勝手な意見などが子どもの遊ぶ場所を奪っている気がする。	1	
9	北区子どもの権利と幸せに関する条例は誰もが生きやすい社会にしていくうえでとても必要な取り組みだなと感じました。これからもこのような取り組みを続けていくことが大切だと思います。	1	
10	北区こども条例のことは今まで知りませんでした。だけど、色々なサイトを見て大切なことだと思いました。こども条例は少しむずかしい内容だけど困っているこどもがひとりでも助かるといいと思いました。	1	

11	このような取り組みが行われていることを今日初めて しりました。もっと子どもがすみやすい北区にしていく ために色々な人の意見を尊重して行くことが大切だと 思いました。	1	
12	「どんな権利を大切にするのか」の 11 個を実際に大切 にできると良いなと思いました。	1	
13	現状は、「子どもだから…」などという言葉があるので 一人ひとりの意見が尊重されるようになって欲しい。ま た全員が平等になればよりよくなると思う。	1	

#### 【子どもの意見表明権】

14	条例についてみんなが意見を言えるのがいいと思いま した。	1	
15	もし条例について自分も役に立てることがあったら北 区をより良い区にするために出来る限りのことなら手 伝っていきたいです。	1	<p>今回は条例をつくるために皆さんの意見を伺いましたが、その 条例の中で、これからは子どもの皆さんに関係することを区が行 おうとするときは、大人だけでなく、子どもたちからの意見もき いたうえで取組みを進めていくことを規定する予定です。</p> <p>これから先、いろいろな場面でぜひ皆さんの意見を聴かせてほ しいと思っています。</p> <p>ちなみに、今回の条例の名前も、多くの皆さんから寄せられた 意見を反映して「幸せ」という言葉を入れた「東京都北区子ども の権利と幸せに関する条例」にしました。</p>
16	このように北区に意見を送れる機会を増やしてほしい です。	1	
17	小学生などから区やどうやったら今よりも過ごしやす くなるかを考えるのは大切なことだと思うからです。	1	
18	ルールを大人の人ばっか決めてるけど、子どもたちの意 見も聞いて、ルールを決めてほしい。	1	
19	一人ひとりの意見がしっかり聞いてくれないことがあ る	1	

20	子どもであっても考え方による衝突はあります。それ以外にも焦ってしまい意見がうまく伝えられないときがあるかもしれません。これを避けるためにも考えをじっくり作れる環境が大事だと考えます。	1	今回の条例では、意見以外にも子どもの皆さんの「考え」や「思い」にも触れて、大事にしていくことを規定しています。また、意見を言いにくいときは、周囲の大人がその子どもに寄り添って、その子どもの本当の気持ちを引き出す努力をするように求めています。
----	---	---	--

### 【プライバシーが大事にされる権利】

21	どんな権利を大切にすることのところにプライバシーが大事にされていること、と書いてありとてもいい案だと思います。	1	皆さんにお願いしたアンケート調査の中で「自分にとって大切だと思う子どもの権利」を幾つか選んでもらいました。その結果、中学生の皆さんから二番目に多く選ばれた権利が「プライバシーが大事にされる権利」でした。そのため、皆さんからの意見を尊重して「大切にすべき子どもの権利」の中に加えることにしました。
----	---	---	---

### 【子どもの居場所づくり】

22	勉強ができる場所をつくってほしい	1	子どもの皆さんが幸せになるための取組みを、「子どもの居場所づくり」という項目に掲げました。周りの大人たちが、子どもたちの身近に子どもたちが安全安心に、そして自由に過ごせる場所を作る努力をするようお願いし、区もそれに協力するということを明記する予定です。
23	皆で楽しく遊べるようなところを増やしてほしい。	1	



【子どもが相談しやすい環境づくり】

24	自分自身をつかむために相談する場所がほしいです。	1	<p>「子どもが相談しやすい環境づくり」の項目で、北区・皆さんの保護者・区民や事業者の皆さん・学校などの育ち学ぶ施設・子どもに係る団体の皆さんに、子どもの皆さんが悩んでいること、困っていることなどについて、相談しやすい環境づくりに努めるよう、規定しました。</p> <p>また、相談した内容のうち、その子どもが他人に知られたくないと望むことについては、慎重に取り扱うことについてもあわせて明記します。</p>
25	話せる場所をふやしてほしい。	1	
26	もし嫌なことがあったら何でも話せるところをもっと増やしてほしい。	1	
27	習い事で心が折れてしまったりか些細なことでも相談できる窓口のようなものがあると便利だと思った	1	
28	子どもを安心させるための制度はいいと思いますが、責任感が強かったり話しかける勇気がなかったりする人はやっぱりいてその人には信頼が必要だと思うので、カウンセリングなどの人の面会などを設けその人との信頼関係を育てるべきだと考えました	1	

【子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり】

29	安心安全に過ごせるようにしてほしい。平等、平和に過ごしたい。	1	<p>「子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり」という項目の中で、北区が、みなさんの保護者・区民や事業者の皆さん・学校などの育ち学ぶ施設・子どもに係る団体・関係機関とともに、子どもの皆さんが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに努めることを規定しました。</p>
----	--------------------------------	---	---

【いじめの防止】

30	<p>僕は、子ども一人取り残されない、いじめがない条例を作って欲しいです。</p>	1	<p>区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めることを規定しました。なお、北区では、平成27年3月に東京都北区いじめ防止条例を制定して、いじめの防止に取り組んでいます。</p>
----	---	---	---

【あらゆる差別をされない権利】

31	<p>人によって女の子みたいになりたいなど男の子の格好が好きなど思っていることが違います。私もそのような感情を抱いている内の一人です。私は性別で差別をされたことがあり、とても悲しい気持ちになりました。なぜ、女の子だからといって女の子らしい生き方や服装をしなければならないのか、不満に感じました。人それぞれ感じていることが違うのにも関わらず性別で差別をする人が結構いるのでそれをなくすために、幼稚園や小学校、小さい頃から性別で差別をするのは良くないと学ばせればそのような差別がなくなるんじゃないかと思いました。なので、その方法を実施してほしいなと思います。</p>	1	<p>条例案では、性別・性のあり方により差別をされないことを規定します。条例の理念などについて普及・啓発を行う際に、子どもたちが実際どのような場面で差別を受けたか等について説明できると効果的な取り組みが実施できると考えておりますので、今後ご意見等いただけるとありがたく思います。</p>
----	---	---	---

【その他の意見】

32	子どもを幸せにしようとしているところがとても素敵だと思った。	1	全ての子どもが将来に夢と希望をもって、幸せな状態で成長することを条例の最初のほうに書いて、全ての子どもがそのような状態になることを目標に、この条例を作ることにしました。また、条例の名前にも「幸せ」を入れています。
----	--------------------------------	---	--

そのほかにも、子どもの皆さんから次のような個別の取組みに関する意見をもらいました。主に、皆さんが日常生活において感じたことや体験談を基にした感想等です。それぞれ、区でそのことを担当している部署へ伝えて、参考とします。

(1) 公園・スポーツ施設等の公共施設に関する意見<52件>

公園での各種球技を認めてほしい(19件)

小さい子ども向けの公園を整備してほしい(6件)

公園や屋外スポーツ施設を増設してほしい(5件)

公共施設的环境・清掃等に関する意見(5件)

屋内スポーツ施設を増設してほしい(4件)

ライブハウス、筋トレ等が可能な施設を増やしてほしい（3件）
公園の修繕に係る意見（2件）
気軽に休息できる場所を作してほしい（2件）
公園の遊具増設に関する意見
遊び場（公園以外）の増設希望
ティーンズセンターの増設希望
公園使用の時間制限の延長または撤廃に関する希望
図書館の増設希望
小学生も中学生も遊べる場所を作してほしい
<b>（2）環境に関する意見&lt;8件&gt;</b>
ごみの散乱、清掃に関する意見（6件）
タバコのポイ捨てに関する意見（2件）
<b>（3）安全安心に関する意見&lt;12件&gt;</b>
信号増設に関する希望（4件）

自転車レーン、道路に関する意見（2件）
集団登校の乱れに関する指摘
信号無視に関する意見
駅のホームドア設置に関する意見
子どもの遊んでよい時間に制限を設けるべきとの意見
児童虐待に関する意見
SNSの利用に関する意見
<b>（4）補助金等に関する意見&lt;9件&gt;</b>
貧困世帯等への補助金（現金支給）に関する意見（5件）
図書カード配付に係る要望（3件）
資格取得や学習指導、受験費用に関する補助金についての意見
<b>（5）まちに関する意見&lt;18件&gt;</b>
ショッピングモールを増やして（誘致して）ほしい（5件）
書店を増やしてほしい（4件）

娯楽施設（ゲームセンター等）を増やしてほしい（3件）
飲食店を増やしてほしい（3件）
バス路線、バス停を増やしてほしい（2件）
自動販売機を増やしてほしい
<b>（6）学校等に関する意見&lt;22件&gt;</b>
きたコンに関するOSや閲覧可能サイト等の改善要望（6件）
教科書や授業に関するデジタル化の要望（3件）
部活動の改善（種類を増やす、費用負担を軽減する、時間を短縮する）意見（3件）
友達付き合いに関する意見（2件）
陸上大会等の開会式での挨拶を短くしてほしい
学区廃止に関する意見
給食の改善に関する意見
週休三日にしてほしい
授業時間を減らしてほしい

もう少し中学校にお金を使ってほしい
冬季の学校の水道が冷たすぎることについての改善要望
内申書の改善要望
<b>(7) そのほかの意見&lt;11件&gt;</b>
LGBTへの配慮、同性結婚についての意見(2件)
税に関する意見
連絡は電話ではなくショートメッセージにしてほしい
挨拶を増やす運動をしてほしい
子どもは今のままでも暮らしやすい
幸せではない子どもは親のせいであることが多い
外国人とふれあいのできる場を作ってほしい
花火大会をやってほしい
子どもたちみんなでゲームを遊べる場所がほしい
差別・虐待をなくしてほしい

(8) 感想等<44件>

今のままで特に問題ない(16件)

とてもよい取組みと感じた(15件)

条例を契機として学びが深まった(7件)

事務局へのねぎらい(2件)

自分も条例に書いてあることを守っていきたい(2件)

孤立・不登校に関するもの(2件)